

相続手続き

～ 遺言について 1 ～

遺言書の種類については、自筆遺言書、公正証書遺言、秘密遺言等があります。

自筆遺言書とは、遺言者が全文、日付、氏名を必ず自書し、押印します。また、封筒に入れておいても入れなくても、また封をしようとしまいと自由ですが、封筒に入れ、封じ押印することをお勧めします。

Q. 父が亡くなり生前に使用していた手提金庫から自筆遺言書が出てきましたが、どうすれば良いのでしょうか？父の相続人は、私と妹と弟の3人だけだと思います。母は、父が亡くなる5年前に既に他界しています。

A. 遺言者の最後の住所地の家庭裁判所で検認※を受ける必要があります。そのためにやっておかなければならない手続きとして本当に相続人が3人だけなのか相続人の調査をしなくてはなりません。フリージア2007年春号の「相続手続き(2)」で既に説明しましたが、①お父様が生まれてから亡くなるまでの改製原戸籍や除籍謄本等の取得、②相続人全員の戸籍謄本の取得が必要となります。相続人の確認書類は、家庭裁判所で必ず必要となります。

家庭裁判所に検認を申し立てるときは、遺言書検認申立書(または「家事審判申立書」)に必要事項を記載して、家庭裁判所に切手と収入印紙を同封し提出(送付)します。内容としては、あなた(通常は発見者である相続人)はその遺言書をどこで発見したのか、相続人全員の本籍・住所・氏名・生年月日・職業等を記載します。

家庭裁判所で検認期日の通知が来ます(時間が掛かる

場合があります)。期日にあなた立会いのもと家庭裁判所において検認作業が行われます。この検認作業は、裁判官があなたにお父様のものであるか等の確認を行い、書記官によって開封されます。遺言書の末尾に「検認済証明書」を契印して返還されます。検認が完了したら家庭裁判所より妹さんと弟さんに検認された旨の通知がなされます。

これらの一連(勝手に開封したりする行為)の手続きを怠ると過料を課せられますので注意して下さい。

これで、遺言書が始めて各種手続きに使えることになります。

※ 検認とは・・・

遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など遺言書の内容を確認し、遺言書の偽造・変造を防止するための手続きです。

